「茅ヶ崎海岸グランドプラン (案)」についての パブリックコメント実施結果

※提出意見数=121件(28人)

. プラン策定の趣旨」に関する意見

(意見)

茅ヶ崎海岸グランドプランは、都市マスタープランの中のひとつの地域のプランに位置づけられるもので、茅ヶ崎市の将来像の中で当該地区の将来像を示し、その実現のための方針や具体的な事業施策のロードマップを示すものであると考える。

(市の考え方)

都市マスタープランは、本市全体の土地利用やまちづくりの方針を示したもので、都市計画における上位計画です。本グランドプラン案は、漁港周辺地区における土地利用等の方針を示したもので、ご指摘の通り都市マスタープランの中のひとつの地域プランとして位置付けられるものです。本グランドプラン案の作成にあたりましては、現在、検討を行っております都市マスタープランの見直し作業において、整合を図っています。

(意見)

P. 5 (2) 計画期間の項 「グランドプランは、地区の理想とする・・・」 を「本地区の理想とする・・・」に修正。

(市の考え方)

「グランドプランは、」という主語は残し、ご指摘の通り「地区」を「本地区」 に改めます。

修正部分の対照表

修 正 後	修 正 前
P. 5	P. 5
(2)計画の期間	(2)計画の期間
グランドプランは、 <u>本地区</u> の理想とする	グランドプランは、 <u>地区</u> の理想とする

p3.上から3行目まで:「観光資源としての活用,観光客を誘致し・・・」は都市マスタープラン,新茅ヶ崎総合計画後期基本計画において、どこに記述があるのでしょうか。

(市の考え方)

新総合計画後期基本計画第4章「賑わいと活力を創出する産業を育てるまち」の第1節「湘南の特性を活かした農漁業・観光の振興」の「3.観光」において、施策の目標を「海水浴、マリンスポーツ、サイクリングなど既存の観光資源の充実と新たな観光資源の創出」とし、主な事業として、「海水浴場全体の施設や設備を改善し、イメージアップによる来場者の増加を図る。」があります。また、都市マスタープランの「2.市街地開発の方針」において、「漁港周辺市街地は、誰もが親しめるレクリェーションの拠点づくりを進める。市街地再開発事業、地区計画、都市景観形成などの方策を活用し、茅ヶ崎海岸の自然ベルトと共存する非日常性の高いウォーターフロントの交流拠点として整備を推進する。」としており、これらを踏まえグランドプラン案の記載を行いました。

(意見)

p5.(2)計画の期間,この文章では「何時実現するかわかりませんよ」と宣言していることになり,実現の期限目標を示したものではなく,無意味なプランになってしまっています。

(市の考え方)

グランドプラン案では、まず、地区の理想とする将来像を示し、その将来像の実現を行うため、20年間の段階的な方策として、短・中、長期に分け、事業推進プログラムを示しています。現時点で、「20年後に将来像を必ず実現できる。」という断定をすることは、現実的に困難であるため、具体的なプログラムにより、将来像実現に向けて着実に事業を実施していくこととしました。

(意見)

建築確認の許可を簡単にしすぎないか。

(市の考え方)

現在のところ、本地区内における建築行為においては、都市計画法、建築基準法、漁港地区地区計画に基づき、建築確認が行われております。グランドプラン策定後は、本プランに基づき、地区計画の更なる拡充や景観法に基づく景観形成地区の指定等を活用し、プランの方針に合わせた土地利用誘導を行っていきます。

(意見)

グランドプランは、海岸がなにもなく白紙の状態であればとてもよい計画だと思います。しかし、現実にはすでにたくさんの建物がありますし、そうした 建物などが海岸景観を形作っているのだと思います。

なにより、この案には、位置づけとして「指針」とするとありますが、その指針の重要度はどれくらいのものなのでしょうか。市の政策における重要度を示すこと、そしてその評価をすること、それがないようなプランは、絵に描いた餅を作っているとしか思えません。

(市の考え方)

漁港周辺地区は、従来より、漁港と海水浴場が隣接しており、「漁港区域」や「海岸保全区域」、一部に「市街化区域の第一種住居地域」の指定が重複してかかり、一体的に土地利用のあり方を示した方針がありませんでした。本グランドプラン案は、本市が今後本地区の土地利用を計画的に規制・誘導していくため、その指針として定めたもので、20年間の具体的な事業プログラムを進めることにより、潜在的な自然環境を取り戻し、景観に配慮し、環境に負荷をかけない海岸づくりを進めるものです。

プラン策定後は、本市の他の計画と同様に、毎年、事業プログラムの事業評価を行いながら、財源の調整を行い、計画的に事業を推進していきます。

(意見)

P2「高層マンション計画」にあります「グランドプランにあわせた新たな土地利用を」とありますが、結婚式場はグランドプランにあっているのですか。「検討することとなりました」以降の経過が抜けているのではありませんか。 市民だれもがふれあいを育む交流拠点の商業施設といえないものだと思われま

すし、景観上も茅ヶ崎にふさわしいものとは思えません。

(市の考え方)

グランドプラン案の「土地利用方針」において、当該地(B地区)は、アメニティゾーンとして位置付け、「景観に配慮した観光・商業関連施設の共存、楽

しくやすらぎのある交流空間の整備、地域文化の振興」を図るゾーンとしてい ます。

この方針に基づき、「14階建てマンション」が「国道134号レベルから2階建ての結婚式場、バンケットホール、レストランの複合施設」として、計画変更されたもので、建物等の景観につきましても、本市の景観まちづくり審議会や海岸グランドプラン推進会議と事前協議が行われたものであり、結果的には、概ねグランドプラン案の方針には基づいているものと考えています。

(意見)

グランドプランのような狭い場所をABCに区分して計画すること自体、現状を肯定しただけの「茅ヶ崎のグランドプラン」に思えます。

かつて浜降祭は、漁港区域内が会場ではなかったでしょうか。またB地区付近は夏はバンガローが設置されたりしていなかったでしょうか。

A地区のみのアンケートによる国有地の払い下げ、C地区内は、今も民地が 売出されております。グランドプランとの関係はどうなっているのでしょうか。

(市の考え方)

グランドプラン案を検討するにあたっては、そこで財産を所有し、生活、事業を営んでいる地権者の方々の意向を把握し、合意形成を図っていくことが必要です。

その中で、各地区の土地利用方針が決められたもので、平成19年度からは、 具体的な整備計画策定のための調整に入っていきます。

A地区における国有地払い下げは、歴史的経緯を踏まえ、占有者、国、県、市により時間をかけて調整が行われてきたものです。グランドプランでは、A地区に関し、未占用地における公共的空間の確保と緑地化、土地所有者が売却する際の事前協議等の実施を位置付けました。

C地区は、マリンスポーツ支援ゾーンとして位置付けており、国道134号 沿線の民地については、C地区内の海岸側県有地の有効活用とあわせ、事業化 の可能性を検討していきます。

「 . 現状・課題」及び「 . 理念・将来像」に関する意見

(意見)

「土地利用計画や景観誘導、自然環境保全・修復の推進により、一定の空間や緑地の確保ができた段階において、新たな都市計画のあり方を検討」とあるが、「新たな都市計画のあり方を検討」とは何ですか。もっと、平易な言葉で、一般市民が理解できる文章で記述すべきだと思います。また、この場合「検討」ではなく、たとえば「用途区域の見直し」、あるいは「市街化調整区域への逆線引きの検討」と、一定の方向性をグランドプランは指針として記述すべきであると思います。

(意見)

「土地利用や景観誘導、自然環境保全・修復の推進により、一定の空間や緑地 の確保ができた段階において、新たな都市計画を検討」という文章は、本末転 倒で、やる気の無さを示しています。

(意見)

p14.図の真ん中下の囲みの文章「一定の空間や緑地の確保ができた段階において,新たな都市計画のあり方を検討」となっていますが,これでは,なんのための都市計画はわかりません.手段と目的を混同してしまっています.「都市計画などの法的規制および公的機関による買取や借り上げなどによって,上記(目標)の土地利用を実現していく」と表現すべきです。

(市の考え方)

「新たな都市計画のあり方の検討」とは、現在の都市計画を再検証し、地区計画や景観法に基づく土地利用規制が現実的に成果を上げてきた段階で、地権者との合意形成を行ったうえで、都市計画の見直しを行っていくことを示しています。

現時点で、地権者の方々との合意が図られていない段階で、具体的な内容を示すことは、困難でありますが、わかりやすい表現に改めます。

修 正 後	修 正 前
P.14 < 土地利用の規制・誘導 > 地区内における公共空間の積極的確保 <u>に</u> よるオープンスペース化の推進	P.14 <土地利用の規制・誘導> 地区内における公共空間の積極的確保

<自然環境の保全・修復> 自然海浜公園としての自然環境の整備

国道134号から南側の区域は、自然環 境と景観に配慮した海岸として、建築物等 | 境と景観に配慮した海岸として、一体的な を極力抑制した一体的な自然空間を確保

…一定の空間や緑地の確保ができた段階 において、都市計画の見直しを検討

P.18

(1)土地利用の基本的な考え方 グランドプランでは、国道134号か ら南側の区域は、建築物等を極力抑制し、 自然環境と景観形成に 配慮した海岸と して、...

国道134号南側沿道からサイクリン グ道路に至るゾーンは、建築物等の建築 が可能なゾーンであり、建築物等の高さ 制限がない地区については、新たに高さ 制限等により建築物のボリュームを抑制 します。

A地区における未占有地の確保や土地所 有者が売却する際の事前協議等の実施に より、オープンスペースの確保や緑地化 を目指します。

<自然環境の保全・修復> 自然海浜公園としての環境整備

国道134号から南側の区域は、自然環 自然空間を確保

…一定の空間や緑地の確保ができた段階 において、新たな都市計画のあり方を検討

P.18

(1)土地利用の基本的な考え方

グランドプランでは、国道134号か ら南側の区域は、自然環境と景観形成に 配慮した海岸として、...

国道134号南側沿道からサイクリン グ道路に至るゾーンは、建築物等の建築 が可能なゾーンであり、建築物等の高さ 制限がない地区については、新たに高さ 制限等により建築物のボリュームを抑制 するとともに、将来的には、オープンス ペースの確保や緑地化を目指す段階的な 土地利用を図ります。

(意見)

本来なら、海岸保全地区である当該地区については、茅ヶ崎市として関東・ 湘南地域で将来予想される大地震等を考える時、その開発にあたっては、安全・ 防災面や海浜地盤の地震対策など技術面、経済面の課題(本プランにも課題と して挙げてある)があることを十分に配慮して、海岸・海浜地区に居住用建築物 の建設や高層建築物の建設を許可しないように考えるべきである。しかし、こ れまでの経緯からか、観光開発的な施策が継続され、後に指摘する国有地払い 下げ問題も含めて、これらの重要な問題が事業施策にあまり配慮されていない ように思われる。

(市の考え方)

ご指摘の安全・防災面や海浜地盤の地震対策面を配慮した土地利用規制の視点も含め、グランドプラン案では、国道 1 3 4 号南側は、新たな居住を極力抑制することとし、公共空間の確保や建築物等の高さやボリュームの制限等を位置付けています。

(意見)

A地区の国有地の民有地への払い下げについては、P.3の国有地払い下げの項に記載されている「市の漁港修築事業、海岸環境整備事業、国道134号線の拡幅事業との整合性をとりながら土地利用を検討したいとの市の意向を受けて、水産庁や県からは、公共性としての機能が失われつつあり、用途廃止して、個々の占有者に払い下げていきたい」という方針が出されたとあるが、市が国有地利用にあたって整合性を取ろうとしている上記の各事業がいずれも公共性の高い事業であることを考える時、水産庁や県が、公共性が失われつつあると判断して、このような国有地の用途廃止の方針を出されたことは理解できないし、用途廃止が個々の占有者への払い下げを意味するという説明には納得がいかない。すでに占有者がおり、その生存権を保障するための施策だからといって、公共資産である海岸・海浜を個人占有者に払い下げるのではなく、県や市に払い下げるかまたは国有地のまま行政で借り上げて占有者に貸与することができないのだろうか。本プランの課題にも挙げられていうように、一旦私有財産にしてしまうと転売に伴うトラブルの問題が起る恐れがある。

(市の考え方)

当該地区における土地利用の歴史的経過や市街化区域という現状において、これまでのような払い下げの方針が進められてきたものです。グランドプラン案では、当該地区について新たに、未占用地における公共的空間の確保と、土地所有者が売却する際の事前協議等の実施を位置付け、段階的に公有地化を推進していくこととしました。

(意見)

すでに占有地となっている土地は、本計画のさまたげにはならないのか。

(市の考え方)

グランドプラン案の土地利用方針では、A地区は、「環境共生生活ゾーン: 環境との共生による居住環境の形成、魅力ある観光・飲食機能の共存、緑化の 促進」とし、最小限の住宅機能を容認しています。一方で、地区内における公 共的空間の確保や景観誘導、緑地の確保を位置づけでおり、当面は、現行以上の建物は増やさないよう、段階的に公共的空間を確保していくこととしています。

(意見)

2 1年に国から払い下げを受けるA地区は県・市が買い取り、漁業従事者の みに占有してもらい転売は禁止する。

移転希望者には市所有の未利用地を等価交換できるとする。

(市の考え方)

グランドプラン案では、A地区については、未占用地における公共的空間の確保と、土地所有者が売却する際の事前協議等の実施を位置付けました。

今後は、財政状況を踏まえながら、占有者や関係機関と協議を行い、計画的 にこれらを推進していきますが、具体的な方策として参考にさせていただきま す。

(意見)

B地区において、都市計画の地区計画内で高さ制限ができる方策を考えて下さい。景観地区制度の活用ができるには時間がかかりすぎます。

高さ制限などの法的整備を早急に行って下さい。

(市の考え方)

現時点において、建物等の高さ制限の手法としては、高度地区の指定、地区計画の見直し、景観地区の指定等が考えられます。早い時期に高さ制限ができるよう、地権者との協議を積極的に進めてまいります。

(意見)

C地区について、中海岸プールや現存の建物等は再検討が必要とおもいます。 この地区は、4区画が売りに出ています。

(市の考え方)

中海岸プールは、老朽化が進み、周辺の下水道整備事業の一時的敷地利用の 関係からも再整備が必要です。グランドプラン案に位置付けられている公園利 用者利便施設やサイクリング拠点とあわせ、C地区全体を視野に入れた複合的 な再整備が必要と考えております。

(意見)

A地区の対策を早急に立て、パブリックコメントを求める。

(市の考え方)

グランドプラン案では、A地区は環境共生生活ゾーンとし、国有地払い下げに関しては、未占用地における公共的空間の確保と、土地所有者が売却する際の事前協議等の実施を位置付けました。今後は、直接、地権者との具体的な協議を行いながら、これらを進めていきますが、その過程において、状況や経過を公表してまいります。

(意見)

海側エリア全域の高さ、利用をより厳格に規制して欲しい。

(市の考え方)

海岸沿線全体の景観基準等につきましては、現在、本市で策定作業を行っております景観法に基づく「景観計画」の中で、具体的な検討を行っております。 本検討作業の中で参考とさせていただきます。

(意見)

早急に都市計画を固め、高さや用途の規制をかけなければ、大京マンションと同じことが起きてしまいます。この点は早急にお願いします。

(市の考え方)

建物等の高さ制限につきましては、グランドプラン案の施策の中でも、大変 重要な施策です。地権者との協議を積極的に行いながら早急に合意形成を図り、 実現してまいります。

(意見)

国有地払い下げ前までにはプランが策定されていることを強く希望します。 もし間に合わないようであれば、苦肉の策として買い戻しの特約を付けた上で 払い下げというようにしていただきたいと思います。

(市の考え方)

国有地の払い下げは、平成21年度以降になり、本グランドプランは平成19年3月末に決定します。グランドプラン案では、A地区は環境共生生活ゾーンとし、国有地払い下げに関しては、未占用地における公共的空間の確保と、土地所有者が売却する際の事前協議等の実施を位置付けました。今後は、直接、地権者との具体的な協議を行いながら、施策を進めてまいります。

(意見)

国有地の払い下げに関しては、漁業関係者が占有していた権利があるとはいえ、払い下げを決めたことはまちがっていたと思います。 134号線以南に住宅・店舗等があることは、地震などで津波が来たときにそこに権利を持って住むことになる人たちの財産を侵すことになります。平成19年度~20年度には上下水道、20~21年度には道路を税金で整備するとのこと。公的に基盤整備をしたものであれば、なおさら補修費等に多額の費用がかかることになります。それでいいのでしょうか。

現在A地区に住んでいる方々は、遊漁関係者が多く、それもすべてではありません。払い下げの後、転売される可能性は高く、その後の状況は変わらず、20年後に自然にもどすなどという事態にはなりません。

是非、払い下げをやめて国道134号線以北への替地等で対応するよう、検討してください。

(市の考え方)

国有地の払い下げにつきましては、国、県、市、占用者が長い年月を経て合意形成されたものであるため、払い下げそのものの方向性を変更することは困難と考えております。しかしながら、グランドプラン案では、未占用地における公共的空間の確保と、土地所有者が売却する際の事前協議等の実施を位置付けました。今後は、直接、地権者との具体的な協議を行いながら、将来像の実現に向けた取り組みを行ってまいります。

(意見)

国有地の払い下げを議論するだけではなく、土地を借りる方法もあるのでは。

(市の考え方)

グランドプラン案では、国有地の未占用地における公共的空間の確保と、土地所有者が売却する際の事前協議等の実施を位置付けました。今後は、直接、地権者との具体的な協議を行う中で、参考とさせていただきます。

中海岸プールの位置づけは今後どうなるのか。将来どうするか検討すべき。

(市の考え方)

中海岸プールにつきましては、平成19年度より着手する合流式下水道緊急改善事業に伴い、作業ヤードとして使用するため、平成21年度から23年度まで休止になります。その後の利用形態につきましては、公園利用者利便施設との整合も含め、19年度に検討を行います自然海浜公園整備計画の中で検討してまいります。

(意見)

P18土地利用ゾーニング図で、 漁港ゾーン 漁業に最小限必要な施設の設置 とあるが、このゾーンについては、漁港施設とある。漁港施設については、魚市場が移転しない現在、この漁港施設とは何を指すのかはっきり明記すべきです。

また、その施設(魚市場)が単なる網置き場等、漁業協同組合の施設とするなら、市単独費で隣港道路を整備し、駐車場をあえて、漁港ゾーンに建設する必要はないと思います。

P42駐車場の配置方針図で、このゾーンに駐車場を設ける理由として、現在ある漁港西側暫定駐車場の機能移転をあげていますが、その駐車場建設費用は誰が負担するのでしょうか。駐車場については、理念に基づき、134号線北側の県営駐車場の機能アップで対応すべきと考えます。

また、P25P緑・自然環境の保全の方針図 破線--- 海岸の自然公園化の囲みの中で、その目的とは違う「駐車場(公園利用車のためではなく、釣り客用)」や「漁港地区」が記述されているのはおかしいです。

(市の考え方)

土地利用方針における「漁港ゾーン」の「漁業に最小限必要な施設の設置」の「施設」とは、現時点においては駐車場を示しています。この駐車場の整備は、国の補助金等を活用しながら、市が行います。また、本地区全体の駐車場需要を考慮すると、景観に配慮する中で機能アップを図ったとしても国道134号北側の駐車場だけでは不足します。

漁港北側の駐車場は、公園との景観的配慮を行うことを前提に、海岸の自然公園化の 区域に含めています。

土地利用方針において、基本方針・ゾーニングと個別方針に差があり、P.28 の現状の課題(3)および個別方針において、都市計画にとって重要な施策である地区計画がA地区とB地区にはあるがC地区になく、さらに、B地区の地区計画に建築物のボリューム規制はあるが高さ規制がない。高さの規制のない地区計画では、たとえ、今回B地区フィッシュセンター跡地に建設される建築物の高さが15m以下であっても、特別用途地区の地区計画に緩和措置がある以上、将来、地権者の転売など状況に変化があった時に、開発業者による建設用地の取得などによって先般マンション開発業者が計画したような15m以上の高層マンションなどが建設される可能性が十分に想定され、今回と同じようなことが繰り返されることが懸念される。

(市の考え方)

現在の本地区における土地利用規制において、特別用途地区の緩和措置はありませんが、ご指摘の建物の高さ制限が課題であります。また、C地区は、都市計画公園区域であり、都市計画決定されており、木造、鉄骨造、ブロック造の3階建てまでが建築可能となっていますが、景観の規制が課題となっています。グランドプラン案では、B地区への高さ制限と、A、B、C地区における景観を基準の整備を位置付けています。

(意見)

P.14の図表の中の「 土地利用や景観誘導・・・」を「 土地利用における 建築物等のボリュームや高さの制限誘導、景観誘導、自然環境保全・修復の推進により、一定の空間や緑地を確保する。」に修正すべきである。

(市の考え方)

ご指摘の通り改めます。

修正部分の対照表

修 正 後	修 正 前
P.14 理念・将来像	P.14 理念・将来像
<u>土地利用における建築物等のボリューム</u>	<u>土地利用や景観誘導</u> 、自然環境保全・修
や高さの制限誘導、景観誘導、自然環境保	復の推進により、一定の空間や緑地の確
全・修復の推進により、一定の空間や緑地	保ができた段階において、新たな都市計
の確保ができた段階において、新たな都市	画のあり方を検討

P.15 「ふれあう・安らぐ・楽しむ」2行目「・・・体験するととともに・・・」を「体験することにより、それらを通して人々の交流・・・」に修正すべきである。

(市の考え方)

ご指摘の通り改めます。

修正部分の対照表

修 正 後	修 正 前
P.15 2 土地利用(空間づくり)の理	P.15 2 土地利用(空間づくり)の理
念 「ふれあう・安らぐ・楽しむ」とは、 茅ヶ崎市民や茅ヶ崎海岸を訪れる人々 が、様々なマリンレジャーや海岸でのイベ	
ントを <u>体験することにより、それらを通し</u> て人々の交流が育まれることです。	ントを <u>体験するとともに、それらを通じた</u> 人々の交流が育まれることです。

(意見)

P.18 枠内

「 長期的な将来を見据え、・・・」を 「 長期的な将来を見据えて、建築物等の建築が可能な土地の利用については、地区計画によってできる限り建築物等の高さやボリュームを抑えて、敷地内のオープンスペースの確保と緑化を促進します。」に修正すべきである。

「 グランドプラン・・・」を 「 上記の土地利用(空間づくり)の推進によって、一定の空間や緑地を確保するなどして、段階的に将来像にあった新たな都市計画等の施策を検討していきます。」に変更すべきである。

(市の考え方)

高さ制限の手法として、高度地区や地区計画、景観法に基づく景観地区が考えられますが、ご指摘の P.18 の「地区計画によって」の加筆については、現時

点で、地区計画のみに限定してしまうのは困難であるため、修正は行わず、原 案の通りといたします。

後段については、一部修正し、次のとおり改めます。

修正部分の対照表

修正後 修正前 P.18 3 土地利用方針 16 行目 土地利用(空間づくり)の推進によって、 一定の空間や緑地を確保するなどして、 段階的に将来像にあった都市計画等の見直しを検討していくものとします。 「空間づくり」の推進によって、一定の空間や緑地を確保するなどして、段階的に新たな都市計画等のあり方を検討していくものとします。

(意見)

将来的には「自然を取り戻す」、という目標が大きく揺らぎ、結局は従来の漁港整備計画に則ったプランになったことに、失望を感じます。目標とは、字面で書くだけでなく、それを如何に担保していくかが示されていなければ全く意味がありません。「自然を取り戻す」という目標に向けて、何が必要かを根本から考えるべきであり、利害関係や既得権があるからと言って、目標すら濁すような案になってしまったことに、徒労を感じます。

(意見)

一言で言えば、役所言葉が並んでいて良く解りません。

自然回復の理念には大賛成ですが、それをどうやって実現していくのかが理解できません。海岸地域を開発しようなどと考えているのなら、それは茅ヶ崎市にとって、決していいことではありません。

(市の考え方)

グランドプラン案は、目指すべき将来像を、「潜在的な自然環境を取り戻す。 景観に配慮し、環境に負荷をかけない海岸づくりを進める。」こととし、土地利 用の規制・誘導や景観の形成・誘導を行いながら、自然海浜公園として自然環 境の保全・修復を行っていくもので、20年間で実施する30事業のプログラ ムを示しました。これらの事業の設定については、推進会議の提言に基づき、 本地区に直接的な利害関係を持つ団体や地権者と協議を行い位置付けたもので す。プランは、単なる理想ではなく、平成19年度から現実的に実施していく ものであり、そのためには、本地区で事業を営み、生活をおくっている地権者 や関係団体の方々の意向を十分尊重しなければ、現実的にプランを実現できな いものと考えます。ご理解をお願いします。

(意見)

出された意見をただ羅列しただけの5つの将来像は、目標達成にはほど遠く、 支離滅裂です。

(市の考え方)

土地利用(空間づくり)の将来イメージは、グランドプラン推進会議の提言に基づき、まちづくり協議会や地権者との議論を通し、平成18年の8月に中間素案としてパブリックコメントを行った中で、決めたものです。ご理解をお願いします。

(意見)

自然環境を取り戻す、という基本的な考え方は素晴らしいと思います。もう 手遅れではないか、と嘆いていましたが、何とか自然を取り戻すための施策を 施していただきたいです。

ただ、理念、将来像、施策の体系 などを見ますと、一貫性がないように思えます。5つの将来像などは、それぞれが違った方向を目指しているように感じるが、どうやったらそれぞれの実現に繋がるのでしょうか。

自然を取り戻すのか、バリアフリーまで考慮した施設を作ろうとしているのか。 静かなたたずまいなのか、人工物で賑わいを作るのか。あらゆるコンセプトを 羅列したプランですが、どれも実現が叶わず、相変わらず雑然として汚らしい 海岸に変わりはないのではと危惧します。

自然に戻すというのは建前だけで、開発志向ではあるけれど、それを「景観に配慮した」とか、「安全・安心」という言葉で隠しているように感じられます。 「誰にでも優しい」ということは、言い換えれば「自然破壊」に繋がります。 掲げた目標は、人に優しいのではなく、自然に優しいはずです。

(市の考え方)

グランドプラン案は、目指すべき将来像を、「潜在的な自然環境を取り戻す。 景観に配慮し、環境に負荷をかけない海岸づくりを進める。」こととし、土地利 用の規制・誘導や景観の形成・誘導を行いながら、自然海浜公園として自然環 境の保全・修復を行っていくもので、20年間で実施する30事業のプログラ ムを示しました。本地区は、貴重な自然環境と同時に、貴重な観光資源であり、市民のレクリェーションや憩いのための空間でもあります。プランの検討にあたっては、基本は、自然環境の保全、修復に置きつつも、環境に負荷をかけず、様々な機能をどう共存していくかが課題でした。プランを単なる理想でなく、現実的に実現していくためには、本地区に直接的な利害関係を持つ団体や地権者の方々との意向調整も必要です。このような過程を経て、「緑・自然環境の方針」、「景観形成の方針」、「安全・安心な空間づくりの方針」、「交通ネットワークの方針」を定め、30事業を設定したものです。ご理解をお願いします。

(意見)

空と海のミュージアムとは何か、余分な箱物を作る心配はないか。

(市の考え方)

「空と海のミュージアム」とは、広々とした海浜空間を文化・芸術等のイベント空間として活用し、交流を育むための考え方で、箱物を新たに整備するものではありません。

(意見)

自然海浜ゾーン、漁港ゾーン、マリンライフ砂浜ゾーンについては、自動車乗り入れ禁止、ましてや駐車場はいらない。自転車、徒歩で来ることとする。自動車は西浜駐車場等を別途検討することが必要と思います。 漁港ゾーンの漁港は、これがあるため砂の移動が無くなり、茅ヶ崎海岸の侵食がおこると言われている。現在北海道、福岡県で建設が進んでいる水産庁の考案である島式漁港を考えてみてはどうでしょうか提案です。

(市の考え方)

「交通ネットワーク方針」では、本地区へのアクセスは徒歩・自転車を主体とし、地区内への自動車交通の乗り入れは極力、抑制することとしています。また、駐車場整備としては、地区内に漁業関係者等のための駐車スペースを確保し、本地区への来訪者の共同駐車場は、基本的には国道134号北側に確保していくこととしています。本方針につきましては、これまでの経緯を踏まえ、本地区で事業を営んでいる方々との協議を行い、検討を行ってきたものです。

島式漁港については、過去に可能性を検討した経過がありましたが、技術的に難しい点が多く、実施は困難であるという結論に至っております。

イベント会場の石畳を外し、元の砂浜に戻す。浜折り祭、凧揚げ、水・陸運動会、綱引き、砂場遊び、砂のアート、そり遊び・犬そり遊び、バギー車(車椅子)、写生会、撮影会、俳句会、茶会などのイベントができる。

映画ロケーションに使えればなお良い。

(市の考え方)

平成19年度に検討を行います自然海浜公園整備計画において、参考とさせていただきます。

(意見)

漁港の整備は今以上の漁獲高が見込めないため、現状維持として美観を保つ程度に整備する。

(市の考え方)

漁港本体の実質的な整備は終了しています。グランドプラン案においては、 ご指摘の通り漁港施設の修景を位置付けています。

(意見)

建築物の高さは、国道134南側は3階(12M)) 北側は、5階(20M)とする。

(市の考え方)

グランドプランでは、国道134号北側の高さ制限までは、位置付けていません。具体的な数値は、平成19年度に検討を行います景観基準の策定において、参考とさせていただきます。

本グランドプランで、概ね20年後に目指す姿として、海岸地区の図面が添付されています。先日、市を訪問し、この地域にどのような施策を実施することを考えているのかを尋ねたところ、現状の規制を強化することや占有者の既得権を制限するような考え方はなく、現在の規制により実施できる範囲の施策を行うことと受け止めました。

現実的にはそのようなことしかできないかと考えましたが、今回のグランドプランでは「概ね20年後の夢」として自然海浜の回復を目指す図面が示されています。プランの中で図示しているのですから、市民はこれが実現できるものと期待することになります。このような図面を添付するからにはこれを本気で実現すべき具体的施策がなければなりません。

実際の施策は「現実的な施策」にとどめ、一方で実現不可能な夢の図面を添付するのは不誠実と言わざるをえません。単に現状追認の姿勢では20年後と言えども市民の求める夢に近づけることはできません。このようにグランドプランとして大きく取り上げるのですから、この「夢」の姿を本気で実現することを目指さなければいけません。

その熱意と意欲に基づき、夢の姿を実現するための具体的な施策を組み合わせて本プランの中に是非とも織り込むようにすべきと考えるものです。

具体的施策の最低限のこととして

- ・134号線南側部分に、この図面に例示された建築物の高さを 基本に高さ制限(平屋程度に抑える)を導入すること。
- ・現在の海岸占有者を他地区に移転させる方策の研究と実施
- ・その他夢を実現するに足る具体的施策の計画的な実施 を織り込み、着実な実現への道筋をつけるよう要望します。

(意見)

「人にやさしい、安全・安心で魅力的な空間づくり」とあるが、これは商店街に適用されるべきではないか。自然復旧を目指すなら、これでは、実現はできない。私自身、バリアフリーは大変有り難いことであるが、人の安全やバリアフリーに拘っている限り、「自然」とはかけ離れて行く。

海岸を「安全地帯」へと強要することは自然への冒涜である。海浜地帯も市街地も同じテーマを追求するのは間違っている。

(意見)

目指す将来像が示されているが、A地区では生活基盤の整備、B地区では高さ制限を付けていない。さらにC地区はマリンスポーツの支援ゾーンとしてレクレーションに活用する、とある。これで潜在的な海岸の自然環境を取り戻せるのか、非常に疑問である。

将来像に近づくための方策を明記すべきである。

(市の考え方)

グランドプラン案では、目指すべき将来像を、「潜在的な自然環境を取り戻す。 景観に配慮し、環境に負荷をかけない海岸づくりを進める。」こととし、土地利 用の規制・誘導や景観の形成・誘導を行いながら、自然海浜公園として自然環 境の保全・修復を行っていくもので、20年間で実施する30事業のプログラ ムを示しました。その際、具体的な将来像として、グランドプラン推進会議よ り提言のあったイメージ図を行政案として明確に位置付けることについては、 地権者や関係団体との合意形成が十分ではないこと、平成19年度に検討する 「自然海浜公園整備計画」の中で、具体的な公園のレイアウトが決まることを 考慮して、現段階では適当ではないという判断を行い、参考イメージとして掲 載しました。

また、バリアフリーについては、本地区を多くの市民の憩いの場として位置付けるかぎり、自然環境の直接大きな影響を及ぼすもの以外は、最低限の配慮は必要と考えます。その他の具体的な提案につきましては、今後、地権者等と協議を行っていく中で、参考とさせていただきます。

(意見)

このプランをつくって20年後、プランの実現の度合いにより、誰が責任をとるのでしょうか。

(市の考え方)

グランドプランは、本市の行政計画であることから、20年間で実施する事業の進捗状況の評価に関する責務は、市にあります。

(意見)

神奈川新聞掲載の「グランドプラン」カラー写真は、松林と砂浜のみの美しい景観に見えますが、当グランドプランとの関係はどうなっているでしょうか。

(市の考え方)

平成19年2月18日の神奈川新聞掲載の写真は、グランドプラン推進会議より提言された将来イメージです。行政計画案では、地権者や関係団体との合意形成が十分ではないこと、平成19年度に検討する「自然海浜公園整備計画」の中で、具体的な公園のレイアウトが決まることを考慮して、参考イメージとして掲載しました。

破壊しつくした海岸に、さらにサイクリング道路南側に色々なものを作ること事態また自然破壊になるのでは。

また、全区域内外の茅ヶ崎海岸を見ますと、自動車、自転車がサイクリング 道路に置かれ通行できないことがある多い。特に海水浴場付近は夏特に激しい。 便所で体を洗ったり、サイクリング道路が砂山になったりボードウォークの 上寝たり物置場になった。バーベキューしたり...。言いたいことは管理面に考

(市の考え方)

配慮してほしい。

グランドプラン案では、サイクリング道路より南側は、自然海浜公園ゾーンとして位置付け、漁港北側の駐車場整備以外は基本的に環境保全を行っていくこととしています。また、ご指摘の管理面につきましては、自然海浜公園の管理・運営体制の構築や自然環境保全のためのルールづくりを行うこととしています。

(意見)

空間の確保といっても、A・B・C地区は、もうほとんど空間がないのではないか。

(市の考え方)

A地区においては、国有地の未占用地があります。また、全地区において、 新たな土地利用や売却がある場合には、空間確保に向け、地権者との協議を行ってまいります。

(意見)

今回、問題となったフィッシュセンター跡地は、根本的な解決に至ったわけではありません。B地区には高さ制限がかかっていません。今回のグランドプランでまず最初にすることは、B地区の高さ制限です。事業推進プログラムの前にすぐに取りかかってください。

(市の考え方)

建物等の高さ制限につきましては、グランドプラン案の施策の中でも、大変 重要な施策です。地権者との協議を積極的に行いながら早急に合意形成を図り、 実現してまいります。

(意見)

一番の心配は、国有地払い下げに伴い、将来その土地に構想の建物またはその場に合わない建物が建てられるのではないかということです。

地震などにより、津波も予想され、安全面からもなるべく134号より海側は 建物はない方が良いと思う。出来るだけ自然は残してほしいと思います。

茅ヶ崎海岸グランドプラン(案)は、案に終わらず、より良い方向で実現していただきたいと思います。

(市の考え方)

国有地の払い下げにつきましては、国、県、市、占用者が長い年月を経て合意形成されたものであるため、基本的な方向性を変更することは困難と考えております。そのような中で、グランドプラン案では、未占用地における公共的空間の確保と、土地所有者が売却する際の事前協議等の実施を位置付けました。

今後は、直接、地権者との具体的な協議を行いながら、将来像の実現に向けた取り組みを行ってまいります。

(意見)

漁港の観光事業利用、及び地場産業を含む「海のマーケット」等の市外からの客を呼び込む魅力的な施設の設置。

(市の考え方)

平成19年度に検討します「自然海浜公園整備計画」の中で、具体的に施設整備の検討を行う際に参考にさせていただきます。

(意見)

ドッグランを作る。

アスレチック広場を作る。

花火大会を催すのはいいが、だんだん最近、砂浜がなくなってきているので、 京都の鴨川みたいにやぐらを作る。

(市の考え方)

平成19年度に具体的に検討する「自然海浜公園整備計画」の中で参考とさ

せていただきますが、人工的な建造物は極力抑制していく方針もありますので、 ご理解下さい。

(意見)

このプランの中にヨットハーバー計画はないのか。

(市の考え方)

「景観形成の方針」において、漁港施設の修景を位置付けていますが、漁港 そのものの機能については、漁業関係者、国、県と十分な協議が必要です。漁 港施設の有効活用の視点から、可能性について検討してまいります。

(意見)

歴史・文化(サーフィン、湘南サウンド、アロハ、宇宙、絵画、写真)も組み入れた文化施設の設置。

(市の考え方)

公園利用者利便施設の具体的な検討の中で、可能性を検討いたします。

「 1 緑・自然環境保全の方針」に関する意見

(意見)

(25P) < 主要事業 > 海水浴場の再整備

茅ヶ崎海水浴場の開設が、かつて観光茅ヶ崎の目玉であり、かつては相模線カッパ号の運行やバス路線の増発で、その機運をもり立ててきた施策は間違いではなかったと思います。しかし、海水浴場当該地は、著しい海岸浸食、そして、時代の推移の中で、「海水浴」は、サーフィンやウインド・サーフィン等のマリン・スポーツ、釣りや地引き網等、多様化する海岸レクリーエーションにより、衰微の過程にあります。私は、今後、海水浴場協同組合の意向調査、市民アンケート等による市民意識の変化を踏まえ、「再整備」よりも、「海水浴場の廃止の検討」を検討すべきであると思います。

(市の考え方)

海水浴場は、歴史的な経緯もあり、本市の貴重な観光資源であり、毎年、約20万人の来場者があります。平成18年4月に実施した市民インタビュー調査でも、海水浴のために本地区に訪れる人は目的別で4番目に多く、海水浴場の廃止は考えておりません。

(意見)

今のより自然なものを残して、とあるが賛成。余分な箱物は不要。茅ヶ崎の 海岸線の自然を大切に、その自然を保護する形で進めてもらいたい。やむを得 ず人工的な手を加えたとしても、それと分からない工夫をしてほしい。

(市の考え方)

ご指摘の点は、グランドプランの理念と同様です。平成19年度より、グランドプランの推進を行ってまいります。

(意見)

利便施設には、シャワー、更衣室、コインロッカーの設置をして欲しい。屋上には 展望デッキを(平塚ビーチパークのような施設を)が欲しい。

(市の考え方)

公園利用者利便施設の具体的な検討において、参考にさせていただきます。

海から陸側を見ると サザンビーチのところだけ松林が切れて 殺伐としている。塩害を受け難い植物を連続的に植栽し、緑のベルトを繋げて欲しい。

(市の考え方)

平成19年度に検討します「自然海浜公園整備計画」の中で参考にさせていただきます。

(意見)

市営プール下の水路は、砂が汚れ汚水臭がしますがどう位置付けるのですか。 中海岸海岸(18年度県工事? - 19年2月23日工事)砂搬入しておりますが、汚水臭のする砂を入れております。

衛生面、自然面でどうでしょうか。

海水浴場区域にも雨水、汚水が流入しているようですが。(サイクリングロード上を流れて)また、A地域内の汚水(貯)溜池からもサイクリング上に流出していることもありますが。 公園内の「きれいな」水の流れる川、美しい砂の海水浴場にして下さい。

(市の考え方)

中海岸プール付近の水路など排水の問題は、グランドプラン案での位置付け とは別に、行政の責務だと考えています。

中海岸脇の水路に、今までB地区内の排水が流れ込み、汚水臭もしていましたが、昨年、公共下水道が敷設され、今年2月には地区内の排水の接続替えも 完了しましたので、汚水臭もなくなると考えています。

県工事の内容についてですが、水路の出口にゲートを設置するとともに一部 老朽化した鋼製矢板の交換を行っているもので、工事車両のため、一時的に砂 の搬入を行っておりますが、最終的には撤去するとのことです。

また、大雨時において、当該水路から流出する排水につきましては、相模湾の水質保全を目的に平成19年度より、その初期の排水を貯留する貯留管の埋設工事(合流式下水道緊急改善事業)を行っていきます。

A地区内の排水につきましても、平成19年度に地区内の公共下水道工事を 行う予定ですので、完了後速やかに接続するよう地区内の方々と協議していき ます。

自然海浜公園の整備が計画されていますが、自然海岸公園ではなく、自然の海岸にしてほしいのが私の願いです。ですからできるだけ人工的な工事を行わない海岸づくりをしてほしいのですが、この事業推進プログラムでは、道路や電柱の地中化、漁港北側駐車場などなど、自然海岸公園とは言い難いものばかりです。ぜひ、本当の茅ヶ崎海岸らしくなるようなプランに検討しなおしてください。

また、自然海浜公園の整備をするなら、緑や自然環境等の専門家が必要で、特に担当課となる課には、事務職の方でなく、緑地保全や自然環境のわかる資質のある職員を是非配置してください。それらのソフトがないために、茅ヶ崎海岸にアメリカデイゴなどを植えることになってしまうことになり、もうどうでもよいような茅ヶ崎海岸になってしまうと思います。

(市の考え方)

グランドプラン案の土地利用方針では、国道134号から南の区域は自然環境と景観形成に配慮した海岸とし、一体的な自然空間の確保を目指すものとし、段階的な土地利用方策を進めるものです。区画街路は、人を中心とし、景観に配慮した道路として修景し、電線地中化は、景観に配慮するため行い、漁港北側駐車場は、漁港西側の海岸を復元するため、その代替として本地区に最低限必要な漁業関係者等のための駐車場として整備するもので、いずれも自然海浜公園として矛盾するものではないと考えています。

砂浜を中心とする自然海浜エリアにつきましては、必要以上に手をかけない 土地利用方針ですが、エリア内では、漁港や海の家等の関係者が長い歴史を背 景に継続的に事業を行っておりますので、その方々への配慮も最低限考慮しな ければならないと考えておりますので、ご理解をお願いします。

また、専門職に配置につきましては、平成19年度からの整備の推進にあたり、参考とさせていただきます。

(意見)

グランドプランの基本方針として海岸(砂浜)の再生を第1にしてほしい。 自然の持つ本来の姿を取り戻すことが最重要課題だと思います。散策、公園づ くりは、後回しにしても良いと思う。

本当にこの茅ヶ崎の自然環境を考えるのであれば、自然の再生という事を第1 のコンセプトにすべきだと思う。

(市の考え方)

グランドプラン案の土地利用方針では、国道134号から南側の区域は自然

環境と景観形成に配慮した海岸とし、一体的な自然空間の確保を目指し、段階的な土地利用方策を進めるものです。

特に砂浜を中心とする自然海浜エリアにつきましては、必要以上に手をかけず、砂浜の復元を図ってまいります。

(意見)

海岸侵食に対して砂を入れているがいつまでもつのか。また、海岸侵食の予測はどうみているのか。侵食の問題が解決されない中で公園ができるのか。しっかりしたデータを踏まえ、実現性のあるプランにする必要がある。

(市の考え方)

海岸侵食対策については、グランドプラン案にも位置付けておりますが、今後とも国、県と連携を図りながら積極的に取り組んでまいります。

「 2 景観形成の方針」に関する意見

(意見)

(P28)「5 景観形成及び規制・誘導の方針」において、「光」の規制についての記述が不十分であると思います。P10中断では「茅ヶ崎海岸における景観形成のコンセプト」を「豊かな自然と茅ヶ崎文化、そして雄大な景観」と記述されていますが、「光」については、B地区の最期に「周辺の自然環境に配慮した適切な照明」としか記述されていません。照明は、A,C地区にも関係しますし、また、コンセプトにある「豊かな自然景観」を市民が親しむとき、照明の規制も全地区盛り込む必要があると思います。

(市の考え方)

緑・自然環境保全の方針における「緑・自然環境保全のためのルールづくり」 において、海岸における光(照明等)や音に関するルールづくりを位置付けて います。

(意見)

- P.22 1 2項と3項で < 基本的な考え方 > は3項の方策の文言と重複しており、表現も適切でないと思われる個所がある。以下のように修正しては如何か
- 2.緑・自然環境保全の基本的な考え方の項
 - (1)の問題点の「海岸レクリエーションや漁港としての機能の整備に重点 を置き、具体的な自然環境保全の対策が十分でなかった」を「海岸レク リエーションや漁港としての機能の整備に重点を置き、自然環境保全の 対策が配慮されていなかった。」に修正するべき。
 - (2)本地区の緑・自然環境保全コンセプトを(2)本地区の緑・自然環境保全コンセプトと基本的な考え方に修正するべき。
- 3.緑・自然環境保全の方策の項
 - (1) の文末(海水浴、マリンスポーツ、レクリエーション等)を(海水浴、マリンスポーツ、散策等)と修正するべき。

海岸線、砂浜の保全

- ・海岸線や砂浜の現状維持のため、海岸侵食防止事業の推進とその取り 組みに対する関係機関への要望と修正するべき。
- (2) A~C地区における土地利用と建築物の誘導 は、 A~C地区における土地利用と建築物の規制・誘導に修正、同3行目の「・・・人工構造物のボリュームの抑制、・・・」は「・・・・人工構造物の高さとボリュームの抑制、・・・」に修正するべき。

(市の考え方)

ご指摘の通り改めます。

に配慮した外観形成の誘導

修正部分の対照表

修正部分の対照表	
修 正 後	修 正 前
P.22 2 緑・自然環境保全の基本的な考え方(1)これまでの海岸づくりの問題点 海岸レクリエーションや漁港としての機能の整備に重点を置き、自然環境保全の対策が配慮されていなかった。	
(2)本地区の緑・自然環境保全コンセプト と基本的な考え方	(2)本地区の緑・自然環境保全コンセプト
3.緑・自然環境保全の方策 (1)自然海浜公園づくり 「自然保全区域」と「レクリエーション 活用区域」の設定 ・レクリエーション活用区域:自然環境に 負荷をかけない範囲での砂浜の活用(海水 浴、マリンスポーツ、 <u>散策等</u>)	活用区域」の設定 ・レクリエーション活用区域:自然環境に
海岸線、砂浜の保全 ・海岸線や砂浜の現状維持 <u>のため、海岸侵</u> 食防止事業の推進とその取り組みに対する 関係機関への要望	
(2)自然海浜公園との融合性の確保 A ~ C 地区における土地利用と建築物の規制・誘導	(2)自然海浜公園との融合性の確保 A ~ C 地区における土地利用と建築物 の <u>誘導</u>
・自然海浜公園に調和した建築物等人工構造物の <u>高さと</u> ボリュームの抑制、自然景観	

した外観形成の誘導

P.28 -2 2~5は、基本的考え方、コンセプト、基本方針、方針と重複する項目や内容が多すぎるので整理した方がよい。また、「(2)A~C地区の土地利用ゾーニング 及び(3)海岸地区の土地利用ゾーニング」は、「(2)A~C地区の土地利用方針及び(3)海岸地区の土地利用方針」 が適切ではないか。 5の(1)~(3)のA,B,C地区については、それぞれ地区計画による規制・誘導、(4)については、海岸保全指定地区にして、規制・誘導する。

(市の考え方)

「1 景観形成方針の体系」の「2 景観形成における基本的な考え方」については、他の項目との重複部分が多いため、文言の整理を行います。また、「5 景観形成及び規制・誘導の方針」では、基本的に景観法に基づく景観地区指定による規制・誘導を考えております。自然海浜地区につきましては、すでに海岸保全地区に指定されておりまして、さらなるルール化を推進します。

修正部分の対照表

修正後 修正前 2 景観形成における基本的な考え方 P.28 2 景観形成における基本的な考え方 P.28 2 景観形成における基本的な考え方 2 景観形成における基本的な考え方 (1)グランドプランにおける空間づくりの理念 , ○ふれあう・やすらぐ・楽しむアメニティの海浜づくり (1)グランドプランにおける空間づくりの理念 ○地域文化の伝承の場となる海浜づくり 【目指すべき方向性】 【目指すべき方向性】 ◆海岸が潜在的に持つ、豊かな自然景観の形成 ◆海岸が潜在的に持つ、豊かな自然景観の形成 ◆砂浜や海岸の自然植生の維持・再生 ◆砂浜や海岸の自然植生の維持・再生 (2) A~C地区 (2) A~C地区の土地利用ゾーニング ○建築可能な建築物等の規制誘導 ◆A地区:地区内コミュニティの維持/漁村としてのたたずまいの確保 ○公共空間の確保と緑地化 ◆B地区:景観に配慮した建築物の高さ制限/統一コンセプトによる景観の形成 【目指すべき方向性】 ◆C地区:景観の連続性の確保/レジャー拠点としての景観の形成 ◆A地区:地区内コミュニティの維持/漁村としてのたたずまいの確保 ◆B地区: 景観に配慮した建築物の高さ制限/統一コンセプトによる景観の形成 ◆C地区: 景観の連続性の確保/レジャー拠点としての景観の形成 (3)海岸地区の土地利用ゾーニング 【目指すべき方向性】 (3)海岸地区の土地利用ゾーニング ◆自然環境の再生と景観の修復 ○自然環境の保全と砂浜・海浜の活用 ◆自然景観、自然環境に配慮した漁業関係施設の修景と周辺環境整備 ○必要以上に手を掛けない ○漁業に最小限必要な施設の設置

- (4)茅ヶ崎市都市景観形成における景観づくりの方針
- 〇海岸地域景観ゾーン

瀟洒で風格のあるまちなみ/湘南らしさ/砂浜海岸

Oなぎさベルト

海岸と防砂林の自然レクリエーション軸

- (5)「海岸景観ガイドライン」に定める海岸の景観形成の理念
- ○海岸のもつ「自然環境基盤」(自然地形)を尊重
- 〇海岸のもつ「自然環境」や「生態環境」の空間特性や防護の変遷・現状を理 627
- ○「生活環境」や「生態環境」の空間特性から導き出される複数の秩序の調和

【目指すべき方向性】

- ◆美しい海浜景観の保存と創造
- ◆海浜の地域特性を感じる、茅ヶ崎海岸の連続景観の形成
- ◆なぎさベルトにおける原風景の復元と継承
- ◆国道 134 号沿道などの都市景観との調和

【目指すべき方向性】

- ◆自然環境の再生と景観の修復
- ◆自然景観、自然環境に配慮した漁業関係施設の修景と周辺環境整備
- (4)茅ヶ崎市都市景観形成における景観づくりの方針
- ○海岸地域景観ゾーン

瀟洒で風格のあるまちなみ/湘南らしさ/砂浜海岸

Oなぎさベルト

海岸と防砂林の自然レクリエーション軸

- (5)「海岸景観ガイドライン」に定める海岸の景観形成の理念
- ○海岸のもつ「自然環境基盤」(自然地形)を尊重
- 〇海岸のもつ「自然環境」や「生態環境」の空間特性や防護の変遷・現状を理 解
- 〇「生活環境」や「生態環境」の空間特性から導き出される複数の秩序の調和

【日指すべき方向件】

- ◆美しい海浜景観の保存と創造
- ◆海浜の地域特性を感じる、茅ヶ崎海岸の連続景観の形成
- ◆なぎさベルトにおける原風景の復元と継承
- ◆国道 134 号沿道などの都市景観との調和

(意見)

景観の邪魔になっている電線の地中化が予定されてますが海岸のライトアップやコンサート、フリーマーケットなどイベントに対応できるように考慮して欲しい)

(市の考え方)

電線(電柱)の地中化事業の実施において参考とさせていただきます。

(意見)

市営プールの改修に伴い、場所、規模、装置等を含む慎重な検討が必要である。

(市の考え方)

平成19年度策定の「自然海浜公園整備計画」の中で慎重に検討してまいります。

(意見)

熱海の海岸線がことに夜景の美しさが評価されている。プロの照明デザイナーの手によるものと聞いたが、それに負けないものを期待したい。もちろん茅ヶ崎らしさはおのずと熱海とは違うもの、長いスタンスで考えてほしい。

(市の考え方)

海岸における光 (照明等) に関するルールづくりを行う中で、総合的に検討 してまいります。

「 3 安全・安心な空間づくりの方針」に関する意見

(意見)

A地区の第三者への転売を規制する具体的な方策が記述されていません。この 場合の土地利用規制は

用途区域を「市街化調整区域」に逆線引きし、横須賀市のように「第三者へ転売しない誓約書」を取る。やむを得ない場合は、漁業をつづける意思のある、または希望の他者を行政が責任を持って紹介し、良好な漁村景観を維持する。

A地区の払い下げを取りやめ、国による借地のみとする。(藤沢市でも134号線海側の県有地を漁業者が借りていますが、行政は借地をしている市民の生業が主に釣り船であり、遊漁は漁業でないのだから払い下げの施策は将来に渡って考えていない。)

住民協定を結び、第三者へ転売しなければいけない場合、漁業協同組合が、 買取、又は借地で対応し、第三者転売による弊害(漁住混在)を未然に防ぐ。 等があると思います。

(市の考え方)

「安全・安心な空間づくりの基本方針」において、公共空間の確保のため、土 地所有者等が土地の売却を行う際の事前協議等のシステム化を位置付けていま す。

占有者、国、県、市におけるこれまでの協議過程の中で、現時点で可能な方策として事前協議システムを位置付けました。住民協定や漁業協同組合の関与についての方策は、今後の協議を進めていく中での参考とさせていただきます。

P35<主要事業> 津波ハザードマップの作成と海岸周辺の住民や海岸利用 者への周知について

海岸周辺の住民や海岸利用者への周知の方法について、希望登録者への「メール・サービス」を検討されたい。メール・サービスは、瞬時に最大多数の市民への情報伝達が出来るという利点があります。現在国は、津波や地震などの緊急情報を人工衛星経由で地方自治体に一斉に伝える「全国瞬時警報システム」(J-AERT)を開始しています。このJ-AERTは、気象庁からの情報を消防長が人工衛星に送信して全国の自治体に一斉警報出来る仕組みで、「津波情報」「緊急火山情報」「津波注意報」「震度速報」「気象警報」「東海地震の予知情報」の7情報で、消防庁は将来的に漸次地帯が受信できる体制を目指す方針です。TV, ラジオの従来の津波情報では、広域的すぎ、また、受取手側がスイッチをひねる必要があること、また防災行政無線では、夜間や台風等の荒天時には、その役割が半減することから、是非行政で検討願いたい。

(市の考え方)

希望登録者へのメールサービスは、情報提供にあたっての有効な手段であると認識しております。しかしながら実施にあたっては個人情報保護対策の整備や防災情報に限らず防犯情報等数多くのメール配信が出来るよう協議を必要としております。

防災情報につきましては、現在、HP上で公開している防災情報サイトを携帯電話でもアクセス出来るよう整備を進めます。

J-AERTにつきましては、平成20年度以降整備していく予定です。

(意見)

P.32 の < 主要事業 > の「 景観法の活用による地区内の景観基準の策定と運用」 を「 地区計画や景観法の活用による地区内の景観基準の策定と運用」 とする。同 のサイン計画は、一般市民に分かるように脚注で説明するか、または、サイン(道路標識、表示板等)計画とする。

(市の考え方)

ご指摘の通り改めます。

修正部分の対照表

修 正 後	修 正 前
P.32 3 主要事業	P.32 3 主要事業
<u>地区計画や景観法</u> の活用による地区内の	<u>景観法</u> の活用による地区内の景観基準の
景観基準の策定と運用	策定と運用

(意見)

P.34 防災の項に、海岸利用者への気象情報 (大雨・津波警報など)の周知 を追加

(市の考え方)

現在、防災行政無線により、気象情報の周知を行っていますので、追加させていただきます。

修正部分の対照表

修 正 後	修 正 前
P.34 (2)安全・安心な空間づくりの基本方針 防災 防災に対する周知	P.34 (2)安全・安心な空間づくりの基本方針 防災 防災に対する周知
○津波ハザードマップ*の作成とその活用によって、海岸周辺の住民や海岸利用者に対して海岸における災害の周知と徹底を図ります。 ○防災行政用無線により、気象情報(大雨警報等)の周知や、災害時における避難誘導の徹底を図ります。	○津波ハザードマップ*の作成とその活用によって、海岸周辺の住民や海岸利用者に対して海岸における災害の周知と徹底を図ります。 ○災害時においては、災害行政無線の活用等による避難誘導の徹底を図ります。

「海岸全体でのバリアフリー化の促進」は、目標とは相反し、益々の自然への 負荷を意味します。

(市の考え方)

バリアフリーについては、本地区を多くの市民の憩いの場として位置付けるかぎり、自然環境の直接大きな影響を及ぼすもの以外は、最低限の配慮は必要と考えます。環境に負荷をかけない範囲内でのバリアフリー化をハード、ソフト含めて今後、検討したいと考えています。

(意見)

砂浜・浜辺への車椅子道路は、設けない、バギー車椅子を提供する。

(市の考え方)

平成19年度に検討します「自然海浜公園整備計画」の中で参考にさせていただきます。

(意見)

海岸に人が住むのは変です。津波の危険もあるし、その他危険度の高いところに住むことを茅ヶ崎市は許可したら変です。もっと慎重に考えるべきです。

(市の考え方)

国道134号南側の市街化区域(第一種住居地域)は、漁村として従来の土地利用形態をそのまま用途指定し、現在に至っています。グランドプラン案に基づき、地権者との協議により、土地利用規制・誘導や自然環境の保全・修復、公共的空間の確保を行いながら、一定の空間や緑地の確保ができた段階で、都市計画の見直しを検討します。

「 4 交通ネットワークの方針」に関する意見

(意見)

茅ヶ崎海岸グランドプラン(案)を拝見させていただきました。大変すばら しい案であると感じましたが、相模縦貫道(圏央道)の開通についても視野に 加えていただきますとよりすばらしいものになると思います。

横浜、東京だけでなく、厚木市民や相模原市民にとっても、茅ヶ崎は海水浴場としての一つの選択肢です。平成22年には相模縦貫道が完成するという一大イベントが待ちかまえております。これに対する準備が欲しいところです。

しかしながらグランドプランで対象としている地域に大規模な駐車場をさらに確保することは非現実的でしょう。そこで浜見平団地南東部にある農業地域に大きな駐車場を確保し、そこから海岸まで(サイクリングロードまで)歩道を整備することが考えられます。シーズンオフの駐車場はレンタルカートやスケートボード場などのような活用が考えられるようです。

もしすでにご検討された上でのことでしたらご容赦願います。

(市の考え方)

グランドプラン案では、本地区へのアクセスは徒歩・自転車を主体とし、国道134号から南側の区域は、車両の進入を極力抑制するすることとしています。駐車場の具体的内容につきましては、19年度に地区内の関係団体や地権者、市民及び学識経験者で構成される事業推進組織で議論していきます。

なお、浜見平団地南西部の農業振興地域の駐車場利用は、現在のところ、考えてはおりません。

A地区の土地利用区分についても、P.45の交通ネットワーク方針体系にある国道134号線北側に民間駐車場を作るのであれば、市民の安全・安心を考える時、むしろA地区は市街化調整区域にして、現在、A地区に居住している市民が国道134号の北側に移住できるような施策や誘導を行うべきではないか。また、P.46の当該地区を訪れる来客用の駐車場として、県営西浜駐車場を活用することには賛成であるが、新たな駐車場建設整備や公共交通機関のロータリーの整備を国道134号線の北側で行うのではなく、むしろ国道134号線の南側のB、C地区の建物等を国道134号線の北側にまとめるように誘導し、そのスペースを駐車場等の用地にあてる方がよいのではないか。北側への既存建物の移転誘導には時間がかかるかもしれないが、現状の駐車場利用率からみて、駐車用地として少なくとも当面は収容能力を満足できるのではないか。将来的には中海岸と柳島海岸を結ぶ茅ヶ崎海岸の緑のベルトの分断を最小限にするような緑化を推進をしてほしい。

(意見)

P.42、45の国道134号線の北側の民間駐車場は不要ではないか。P.42の課題に 現状分析結果では駐車場の利用率は8月下旬で3割程度となっている。

国道134号線の北側に民間駐車場を整備するよりは、南側にまとめて整備して、 南側に考えている建築物などを北側に配置する方がよいのではないか

(市の考え方)

現時点において、本市の財政状況から、国道134号南側の土地所有者をすべて他地区へ移転させる事業を行うことは困難です。したがいまして、まず、A地区の国有地における未占用地を公共的空間として段階的に確保していくこととしました。このような前提の中で、駐車場の基本方針を定めたものであります。地区内に整備する駐車場については、グランドプラン案の主旨を踏まえ、位置づけを明確にします。

修 正 後	修正前
P.37 P.41 P.55 「漁業関係者等の <u>必要最小限の駐車場</u> の確 保」	P.37 P.41 P.55 「漁業関係者等の <u>駐車場</u> の確保」

駐車場は、海側に漁業者用のみとし、一般用は、国道13号北側とする。 A 地区は家庭用のみとする。

(市の考え方)

漁港北側の駐車場は、基本的には漁港従事者、漁業関係者等のための駐車スペースです。また、A地区においては、居住者の駐車スペースを各戸の敷地内に確保することとしています。

(意見)

車が134号線南側に無秩序に駐車されている。漁港近くの駐車スペースは最小限にし、サイクリング道路との交差する車の減少を図り、交差点は1ヶ所とし、安全を確保して欲しい。(県営駐車場の活用を促す。)

(市の考え方)

国道134号南側への自動車交通の乗り入れは、極力抑制します。地区道路は、人と自転車を優先した形態に再整備します。具体的な提案は、平成19年度に検討します「自然海浜公園整備計画」の中で、参考にさせていただきます。

(意見)

釣り船利用者にも使い易いよう県営駐車場の見直しを。(コインパーキング化し、24時間利用可能エリアを設置)

(市の考え方)

ご提案の件の可能性について、県と協議を行ってまいります。

(意見)

A地区内での路上、国道134号線歩道上の違法駐車の取り締まり強化

(市の考え方)

違法駐車の取り締まり強化については、現在でも、地区内の事業者等から警察に要望が行われていますので、ご理解下さい。

江ノ島 鵠沼 辻堂海浜公園 サザンビーチちがさき (ひらつかビーチパーク 大磯)を循環するワンコインバスを (企業協賛で 夏季限定でも・・・ 渋滞がちょっと心配ですが)

(市の考え方)

ご提案の事項につきましては、他地区との広域連携施策になりますので、グランドプランに位置付けるにあたっては、藤沢市との協議が必要です。グランドプランとは別に、観光施策として実現の可能性について関係団体と検討してまいります。

(意見)

自然海浜エリアの各ゾーンの行き来をしやすくして欲しい。

(市の考え方)

平成19年度に検討します「自然海浜公園整備計画」の中で、動線の整備の 検討を行う際に参考にさせていただきます。

(意見)

(自転車との共有利用のサイクリング道路ではなく、車椅子やバギー利用者が 安全に周遊できるような遊歩道の整備を)

(市の考え方)

「安全・安心な空間づくりの方針」において、海岸全体のバリアフリー化の 推進を位置付けています。

(意見)

サイクリング拠点を2ヶ所に設置するようだが、人件費の問題もあり、海側の 1ヶ所にすべき。

(車利用者には 案内看板等の誘導にし、無駄をなくしたほうがよい。) (参考事例:横浜・みなとみらい地区の「ハマチャリ」

(市の考え方)

県営茅ヶ崎西浜駐車場のサイクリング拠点につきましては、駐車場利用者に貸し出し自転車を積極的に利用してもらう「パーク&サイクルライド」として、位置付けたもので、駐車場管理とあわせ効率的に自転車の管理もできるものと考えています。また、中海岸プール周辺のサイクリング拠点につきましては、プールの管理や公園利用者利便施設の管理とあわせて管理運営を行うことを考えています。

(意見)

漁業や海の家関係者等に特に配慮した駐車場計画は見直しをしていただきたい。ある程度はしかたがないが、税金を使う以上特定の団体に片寄る計画はしないで頂きたい。

(市の考え方)

本地区において、永く漁業を営む方々にとっては、駐車場は、必要であり、 現在は、漁港西側の海浜を暫定的な駐車場として利用しています。「交通ネット ワークの方針」において、国道134号南側の共同駐車場は、基本的には漁港 北側の駐車場に集約する考えです。平成19年度より検討します「自然海浜公 園整備計画」の中で、駐車場の具体的内容について、海の家関係者とも現実的 な協議を行ってまいります。

(意見)

レンタサイクルについては、やる以上は隣接市を巻き込んで、レンタカーと同じように乗り捨ても可能なようにしていただきたい。そうすれば、江ノ島方面と茅ケ崎方面との交流がもっと盛んになると思います。

(市の考え方)

事業の実施にあたり、可能性を検討します。

(意見)

パーク&サイクルなどによる環境にやさしい、市内への回遊の仕組みづくり。

(市の考え方)

「交通ネットワーク方針」において、県営茅ヶ崎西浜駐車場におけるパーク

&サイクルライドの整備、本地区を中心とした市内のサイクリングネットワーク軸の整備を位置付けています。

(意見)

海岸に駐車場は変です。海岸に用事のある人は、公共の乗り物か、海岸近くの駐車スペースを探すべきです。有料駐車場を探すなり、海岸利用者が安全な方法を考えるべきです。市税を投じて駐車場を用意する必要はありません。

(市の考え方)

「交通ネットワークの方針」において、本地区へのアクセスは、公共交通の拡充や自転車ネットワークの整備により、徒歩・自転車を主体にし、本地区内への自動車交通への乗り入れは極力、抑制することとしています。国道 1 3 4 号南側には、漁港北側に漁業関係者等を中心にした駐車場を整備し、その他は、基本的に国道 1 3 4 号北側に確保していこととしています。これらの施策を総合的に展開しながら、人と自転車にやさしい空間づくりを推進してまいります。

(意見)

相模縦貫道路が開通すると、埼玉や山梨方面からの玄関口になるので、観光 バスの駐車場を考えるべきである。このプランでは、観光の活性化の部分が見 えてこない。

(市の考え方)

グランドプラン案では、徒歩・自転車・公共交通を優先した快適な環境づくりを進めることとしていますが、自然の負荷をかけない範囲において観光資源として活用も重要であり、大型バスの来訪者への対応については、専用の乗降スペースの確保等も含め、19年度に策定します「自然海浜公園整備計画」の中で、検討いたします。

(意見)

県営西浜駐車場や民間駐車場の有効利用以外に、C地区に地下駐車場を造ることを検討する方が現実的ではないか。

(市の考え方)

C地区は、マリンスポーツ支援ゾーンとして位置付けており、中海岸プール

の再整備や公園利用者利便施設等を検討していきます。本地区への地下駐車場 は、地形上、技術的に困難と考えます。

(意見)

国や神奈川県へも支援を要請し、大型バスや一般車両用の目立たず機能的な、 駐車スペースの確保を行うべきである。

(市の考え方)

「交通ネットワークの方針」では、国道134号南側には、漁港北側に漁業関係者等を中心にした駐車場を整備し、その他は、基本的に国道134号北側に確保していくこととしています。大型バスの乗降場の設置等を含め来訪者のための具体的な駐車場対策については、今後、関係団体との協議を行ってまいります。

(意見)

茅ヶ崎漁港東西の、海岸の景観としての連続性の確保と遊歩道(サイクリングロード)の整備・充実。

(市の考え方)

自然海浜エリアの環境との調和と景観形成に配慮したサイクリングロードと して再整備いたします。

「 . 将来像実現のための方策」に関する意見

(意見)

海岸づくり推進機構が、NPO法人資格(特定非営利活動法人)を取得した後、 茅ヶ崎市はNPOと「協働事業契約書」を締結し、行政と機構が、明確である役割 分担を取り決めるべきだと思います。

(理由)

新しい公共サービスのあり方として、当会は、従来の行政・議会による政策 決定・予算執行ではなく、行政、企業、NPOが対等な立場で、様々な価値観を共 有し、その実現に努めるべきであると思います。

パブコメ案ではそこまでは言及しておりませんが、機構を立ち上げた後、基金や市予算でGP事業を推進していく上で官民の役割分担、責任の所在は、はっきりさせるべきだと思います。

「協働事業契約書」を締結する意義は、「NPOは市民、企業、協力で労力・知識等をこの事業(GP)に拠出する。茅ヶ崎市は、その事業を推進するために、議会の議決を得て、市予算あるいは基金等により、その事業を執行する。」という役割分担である。この契約書を締結することにより、NPO及び市の責任ははっきりするので、協働の矛盾(責任の所在)を解消できると思います。

(意見)

海岸づくり推進機構は、景観、自然海浜公園整備などの事業の主導的推進と海岸地区の各地権者や関係者との調整等の役割を担うとなっている。海岸づくり推進機構の設置に当っては、要綱設置あるいはNPO法人の形をとるにして、本事業が長期間にわたることから、市と本機構との間で役割を明確化した公文書(例えば協働事業契約)を作成することが必要である。なお、地方分権が進み住民の行政参加が恒常化した現在、本機構の運営・管理は、茅ヶ崎市の実状を熟知した関係市民団体、地元市民、学識経験者(専門)等によって本機構を構成することによって、高額な費用がかかるコンサルタントへ委託する必要はなくなるものと考えられる。

(市の考え方)

海岸づくり推進機構の立ち上げの際に、法人化について可能性を検討します。 また、推進機構の位置づけを明確にするため、一部文言を加えます。

修正部分の対照表

修 正 後	修 正 前
P.53 表 事業推進体制 「(仮称)海岸づくり推進機構」の「役割」 ・グランプラン推進の主導的役割を担う。 ・景観計画及び自然海浜公園計画の策定主 体となる。	P.53 表 事業推進体制 「(仮称)海岸づくり推進機構」の「役割」 ・グランプラン推進の主導的役割を担う。

(意見)

P.51 将来像実現のための方策

土地利用の項 土地利用ゾーニング 「 国道134号南側・・・建築物等のボリュームを抑制する・・・」を「 国道134号南側・・・建築物等の高さとボリュームを地区計画により抑制する・・・」に修正すべき。

景観形成の項 タイトルの3行目 「景観地区の指定による・・・」を「景観地区指定と地区計画による・・・」とする。

安全・安心の項 タイトル2行目「国道134号南側における新たな居住者の抑制・・・」を「国道134号南側における地区計画による新たな居住者の抑制・・・」に修正すべき。

(市の考え方)

ご指摘の事項は、一部内容を改め、修正します。ご指摘の「地区計画」については、高さ制限の手法のひとつであり、地権者や関係機関との協議により手法を決定します。現段階で地区計画という手法を明記することはできませんので、ご理解下さい。

修 正 後	修正前
P.51 1 グランドプラン推進のための 施策の体系	P.51 1 グランドプラン推進のための 施策の体系
土地利用	土地利用

土地利用ゾーニング

国道134号南側沿道からサイクリング道路に至るゾーンは、建物等の建築が可能なゾーンであるが、建築

物等の<u>高さやボリューム</u>を抑制する とともに、将来的に・・・

景観形成

<u>景観地区の指定等に</u>よる良好な景観の 確保

土地利用ゾーニング

国道134号南側沿道からサイクリング道路に至るゾーンは、建物等の建築が可能なゾーンであるが、建築物等のボリュームを抑制するとともに、将来的に・・・

景観形成

<u>景観地区の指定</u>による良好な景観の確保

(意見)

P.54 3 事業推進プログラム

次のとおりタイトルの順番の入れ替えと文言を修正すべき。

(1)将来像実現のためのリーディングプロジェクト

グランドプランで定めた将来像を実現するため、下記のプロジェクトをリーディングプロジェクトに位置づけ、自然環境に配慮した海岸の形成に取り組みます。表中の土地利用規制と景観誘導の項の文に「・・・地区計画と景観法を活用した建築物等の高さ規制・・」と下線部の文言を追加

(3)事業主体の考え方

グランドプラン事業推進体制の役割と機能を尊重し、リーディングプロジェクトの事業ごとに行政(県・市) 民間企業等が事業主体となって事業を推進します。

(市の考え方)

ご指摘の事項は、一部内容を改め、修正します。

修 正 後	修 正 前
P.54 3 事業推進プログラム (1)事業プログラムの考え方	P.54 3 事業推進プログラム (1)事業主体の考え方
(2)事業主体の考え方	(2)事業プログラムの考え方 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(3)将来像実現のためのリーディングプロジェクト	(3)将来像実現のためのリーディングプロ ジェクト

グランドプランで定めた将来像を実現するために、次のプロジェクトをリーディングプロジェクトとして位置付け、自然環境に配慮した海岸の形成に取り組みます。

プロジェクト

土地利用規制と景観誘導

自然環境に負荷を与えず景観に配慮 した土地利用等のローカルルールと<u>景</u> 観法等を活用した・・・・・・ グランドプランで定めた将来像を実現するために、グランドプランのリーディングプロジェクトを位置付け、自然環境に配慮した海岸の形成に取り組みます。

プロジェクト

土地利用規制と景観誘導

自然環境に負荷を与えず景観に配慮 した土地利用等のローカルルールと<u>景</u> 観法を活用した・・・・・・

(意見)

P.55~56 事業推進プログラムの表について

(1) 自然海浜公園整備に関する事業の中の は、方針区分が景観であり、

(2)景観整備に関する事業に入れるのが適切。景観整備に関する事業ののサイン計画については、一般市民に分かるような表現(道路標識、案内板等設置計画)にした方がよい。

(市の考え方)

ご指摘の事項は、一部内容を改め、修正します。また、「サイン計画」は、本文に注釈を加えます。

修 正 後	修正前
P.55(5)事業推進プログラム は、景観整備に関する事業へ移行	P.55(5)事業推進プログラム

「海岸づくり推進機構」を設立して事業を推進するのは、無理と考えます。 茅ケ崎海岸グランドプランは、推進機構を設立して推進するのではなく、行政 がきちっと責任を持って取り組むべきであると考えます。

グランドプラン(案)に書かれている推進体制は、理想ではありますが、現実 的ではありません。

これまで茅ケ崎海岸に係わってきた市民及び市民団体を冷静にみて、市民側に 推進機構の役割を担うだけの力が育っているとは、残念ながら思えません。 関係団体、市民、学識経験者から構成する「海岸づくり推進会議」を設置し、 市の責任で事業を推進してください。

(市の考え方)

今後のプラン推進にあたっては、本地区で生活や事業を営む関係団体との意 向調整が重要です。推進機構では、理想論だけでなく現実論での議論をしなけ ればならないと考えます。市が責任を持ち積極的に関与してまいります。

(意見)

海岸づくり推進機構は今回の推進会議での基本理念・方針が策定されているのでコンサルタントは必要ないと思います。機構で再構築すれば良いと思います。

(市の考え方)

平成19年度に策定します「自然海浜公園計画」と「景観基準」の検討にあたりましては、グランドプランと比べ、より技術的な調査、検討が必要です。 したがいまして、19年度は新たな専門コンサルタントの導入を予定していますので、ご理解下さい。

(意見)

組織づくり・運営等は、シンプルにする、現状通りで良い。

「色々と何かを造ろう」とするから、複雑な組織になる。・・拡大推進・・(P.53)とあるが、物事を造るほどに自然も海岸も景観も破壊されていく。

20年をかけて元に戻すことに専念すべきであり、現状の組織(P.4・58)で出来る。仮に新組織としても、関係者の天下りにならないこと。

(市の考え方)

今後のプラン推進にあたっては、本地区で生活や事業を営む関係団体との意 向調整が重要です。今後の推進体制においては、理想論だけでなく現実論での 議論をしなければならないと考え、関係団体の意向も踏まえ、組織づくりを検 討いたしますので、ご理解下さい。

(意見)

事業推進プログラムの事業内容については、既存法律との係わり合いを明記し法律や条令による規制を意識した事業の具体的な到達レベルを示していただきたいと思います。この事業内容では100のイメージのうちひとつでもできれば事業がすすんでいることになりかねません。このグランドプランでの20年後の到達イメージが、市民共有同一のイメージとなるよう、将来像を数値化していただきたいと思います。そうしないと、20年後に評価も何もできません。例えば環境に負荷をかけない海岸とは、現在に比べてCO2排出がどれくらい減っているものであるとか。

よろしくお願いします。

(市の考え方)

平成19年度より、グランドプラン案に基づき、具体的な整備内容を検討していく中で、あわせて事業の到達レベル等の検討を行ってまいります。

(意見)

今後の海岸づくりは、茅ヶ崎市とコンサルタントは交えないで、推進協議会が主体となって進めるべき。

(市の考え方)

本グランドプランの推進のためには、様々な関係団体や地権者、市民が参画し、連携を図りながら施策を推進していかなければなりません。市も本地区の管理者としての責務もあり、事業主体や調整役の役割を担っています。また、平成19年度に策定します「自然海浜公園計画」と「景観基準」の検討にあたりましては、グランドプラン案と比べ、より技術的な調査、検討が必要です。したがいまして、19年度は新たな専門コンサルタントの導入を予定していますので、ご理解下さい。

p52.事業推進体制については,機構を作って権限を持たせても,利害関係者との交渉を行政と入れ替えただけであり,個別交渉では調整はうまくいきません.利害関係者とともに公開の場で,議論し,合意形成をする仕組みをつくる必要があります.

(市の考え方)

推進体制を具体的に検討する中で、参考とさせていただきます。

(意見)

p52.機構を支援するコンサルタントは高度な技術と経験と知識を持ったところを選択する必要があります.適切な政策評価法(仮想市場法など)の活用実績,総合的かつ多方面の高度な知識を有し,高いファシリテーター能力と高い倫理性をもった組織を選択すべきです.

(市の考え方)

平成19年度に、新たなコンサルタントを選定するにあっては、プロポーザル方式を活用し、ご指摘の点も踏まえた的確な選定を行ってまいります。

(意見)

様々な法や規制もからみあってくるようだし、役所の縦割り体制を改善しないと、計画上弊害が起きるのではないかと思う。横の連絡がスムーズにとれるような体制の構築も大事ではないか。

(市の考え方)

グランドプランの推進にあたりましては、庁内の横断的推進組織を設置し、 相互の連携を図ってまいります。

計画書(案)全般の事項に関する意見

(意見)

本プランは、現状の課題分析や理念・将来像や土地利用、自然環境保全、景観形成などの方針は素晴らしいと思う。しかし、残念ながら基本方針と個別方針および事業施策との差異や旧来の考えに固執している点が見られるなど、このままの事業施策では将来像の実現が担保されないことが懸念される。また、近隣の藤沢市、鎌倉市、平塚市において、湘南海岸がいずれも風致地区に指定され、自然環境や景観の保全が図られているのに、それに連なる茅ヶ崎市の湘南海岸だけが風致地区指定されていないのはなぜでしょうか。

(市の考え方)

グランドプラン案は、目指すべき将来像を、「潜在的な自然環境を取り戻す。 景観に配慮し、環境に負荷をかけない海岸づくりを進める。」こととし、土地利 用の規制・誘導や景観の形成・誘導を行いながら、自然海浜公園として自然環 境の保全・修復を行っていくもので、20年間で実施する30事業のプログラ ムを示しました。さらに19年度から、より具体的な整備計画の検討を行うた め設置をを予定している海岸づくり推進機構と連携を図り、将来像の実現に向 けた取り組みを行ってまいります。

風致地区については、本市のまちづくりの方針である「ちがさき都市マスタープラン」では、これまで、漁港周辺地区の将来の都市像として、ふれあいを育む交流拠点『多様な交流を育む開放的なウォーターフロントのまち』と位置付けております。

このエリアの交流拠点機能の強化として、新しい環境イメージをもった誰もが楽しむことが出来るレクリエーション空間づくりとして沿道土地利用の高度化を図ることとされています。以上のことから、風致地区を指定することは、都市計画の目的の実現が困難なため、定めておりませんでした。

しかしながら、今後、本グランドプラン案を踏まえ、土地利用や景観誘導、 自然環境保全等により、一定の空間や緑地が出来た段階においては、都市計画 の見直し等も検討してまいります。

(意見)

文章が回りくどく、わかりにくい箇所がある。とくに本文1 - (2)のところは、段落が長くて読みにくいので、簡潔にまとめてほしい。

(市の考え方)

本グランドプラン案は、グランドプラン推進会議の提言をベースとしており、文言はそのまま取り入れております。ご指摘の箇所については、可能なかぎり簡潔にいたします。

(意見)

「グランドプラン」なる語句についてお伺いいたします。文中の他のカタカナ語には脚注がありますが、この言葉にはないようです。この冊子の中には五十回以上もこの言葉が登場しますので、日本語も併記していただきたいと存じます。

(市の考え方)

「グランドプラン」の注釈を記載します。

(意見)

どのようなコンセプトやデザインで 海岸を整備していくのかわかりにくい。 (フィッシュセンター跡地の結婚式場は 欧風リゾート的な建物になる様だが)

(市の考え方)

グランドプラン案の理念は、「理念・将来像」や「土地利用(空間づくり)の将来イメージ」において記載のとおりです。ご指摘の具体的なデザインコンセプトについては、平成19年度に具体的に検討する自然海浜公園の形態や景観誘導の具体的な基準により、明確化されるものと考えます。

(意見)

豊かな自然と文化・雄大な景観を感じられる茅ヶ崎海岸に相応しい景観づく りのための「茅ヶ崎海岸グランドプラン」になることに期待し、努力されてい ることに感謝します。

(市の考え方)

今後も、地権者、市民、関係団体と行政が一体となり、グランドプランを推進してまいりますので、よろしくお願いします。

グランドプラン(案)は、現状を肯定し、なおかつプランに関係なく下水道を始め行政が進められているように思える。茅ヶ崎の海岸は、昭和30,40年まで湘南道路134号両側南北とも砂浜であり、南側の民家もほとんどなく、夏など134号線から海まで素足で歩けないほど砂が熱く美しかった砂とそして荒波この景観を取り戻してほしい。

(市の考え方)

グランドプラン案の目指す将来像は、「潜在的な海岸の自然環境を取り戻す。 景観に配慮し環境に負荷をかけない海岸づくりを進める。」ことです。現状を一機に改善することは難しいですが、将来像の実現に向け、20年間の事業プログラムに基づき着実に施策を進めてまいります。

(意見)

逗子から小田原までの景観(134号南側の海岸)は、河口等を除き、公共施設(水族館、県の施設)以外ほとんど構造物はありません。茅ヶ崎も松と砂浜、例として藤沢市のような景観はできないでしょうか。

(市の考え方)

本地区は、国道134号の南側に一部市街化区域があり、建築物等の建築が可能になっています。グランドプラン案の将来像の実現に向け、土地利用の規制・誘導、自然環境の保全・修復、景観の形成・誘導を段階的に行ってまいります。

(意見)

「グランドプラン」以外の茅ヶ崎海岸は、松林と砂浜なのに、この「海岸プランの地」にかつては、砂浜だったのにどうして箱庭のような公園、構造物を作ったり、植栽を計画するのでしょうか。自然環境の修復や保全に反するのでは

(市の考え方)

自然海浜公園は、いわゆる人工的な都市公園ではなく、国立公園の例にあるような自然環境を残し修復していくものです。潜在的植生や生態系を保全していく目的もあり、「箱庭のような公園」というイメージではありませんので、ご理解下さい。

最近、漁港西側を封鎖したことと海岸侵食とは関係ないでしょうか。 「グランドプラン」でその原因をさぐり、自然環境を取り戻す方策を考えない と、この「プラン」そのものが自然破壊になりはしないでしょうか。

(市の考え方)

海岸侵食対策につきましては、今後も国、県と連携を取りながら、原因や手 法の研究を行い、積極的に推進してまいります。

(意見)

茅ヶ崎海岸グランドプランは、何を目指しているのか、わかりません。いままでの海岸に対する問題点(法律等の重複等や規制の網掛け等、134号線以南への線引きなど)を解決しないまま、今ある現状を追認し、妥協した産物を作ったというか、これからも海岸を開発してしまうプランを作ったように思えてしまいます。特にプランの位置づけとして、P4、「グランドプランは、茅ヶ崎漁港周辺地区の将来像や今後の土地利用等の方向を地権者、市及び行政の共通認識として共有し、地区の整備及び保全について、協働で進める指針として位置付けます。」とあります。茅ヶ崎海岸は134号線を挟んで両側を、自然環境の保全や景観形成地区として、また、市民が住みやすい住環境を考えなければならない場所です。しかし、このプランを元にして行政と地権者だけで開発計画を推進していくことの位置づけとなっているように思えます。

(市の考え方)

グランドプラン案は、開発推進ではなく、自然環境を取り戻し、景観に配慮 し環境に負荷をかけない海岸づくりを進めるものです。現実的にプランを進め るには、まず本地区に生活し、事業を営む方々にご理解をいただき、具体的な 提案を行いながら、一歩ずつ土地利用の転換を図って行かなければなりません。

そのために、土地利用規制・誘導や公共的空間の確保、自然海浜公園による 環境の保全修復を行うものですのでご理解下さい。

海岸に駐車場、区画道路、高層マンション、いずれも人間の為に人間が考え出した構造物です。もう造り物をふやすのは、やめましょう。

人間の数は、減っているのです。茅ヶ崎は人口が増えていると思いますが、新しい人たちは、きっと茅ヶ崎に魅力を感じなくなったら、またどこかへ移っていくでしょう。私は茅ヶ崎に嫁いでまだ15年ですが、主人が子供の頃に見た景色やご先祖様が散歩した海岸を自分の子供にも残してあげたちと思っています。問題を先送りせず、早急に取り組んでください。

(市の考え方)

次世代に向けて継承する将来像を実現するため、グランドプランを積極的に 推進してまいります。

「参考資料」に関する意見

(意見)

末尾記載の「推進会議提言の前文」の中にあります「素見」なる語句です。 読みも二通りあるようですし、意味もこの提言の流れに沿ったものとは考え ににくいもののように見受けられます。依って、こちらの方もより適切なもの をお選びくださるようお願いいたします。

(市の考え方)

本文は、グランドプラン推進会議で熟考され、作成したものでありますので、 ご理解下さい。

その他の意見

(意見)

「茅ヶ崎海岸漁港A地区街区道路予定地の茅ヶ崎市の対応について」の質問状については、2月2日付けで提出していますが、3月4日現在、いまだ、市からの説明・回答をいただいておりません。

また、前年、海岸保全区域であるB地区㈱大京マンション建設計画に対し提出 した海岸法8条の意義申し立てについても、審査基準がありながら、その審査 基準に適合しているという充分な説明をいただいておりません。

行政は、違法行為又は将来道路買収のような事態がおこらないよう賢明な行政施策をされることを希望します。また、海岸法8条の許認可については、現実B地区において、他企業で申請が出されることも想定されます。市の審査基準の審査体制を、外部からのアドバイザーや庁内他課との合議の中で、市民の納得のいく許認可行政をおこなわれることを希望します。

(市の考え方)

本件につきましては、担当課に申し伝えます。

(意見)

これは茅ヶ崎海岸グランドプランから少々外れておりますがついでに申し上げますと、産業道路や一里塚北通りなどの市北部地域にあります南北方向の道路についても可能であれば触れていただければ。これらの歩道がもっと広く整備されるようになれば市北部の住民も子供たちを自転車で海まで安心して行かせられるようになるかと思います。こうしたことも長期的な視点の1つとして入れておいていただければと思います。

(市の考え方)

ご提案の件は、本グランドプラン案とは直接関係がありませんが、今後の道路行政において参考とさせていただきます。

(意見)

戦前戦後をよく知る茅ヶ崎育ちの65歳以上の人の意見もしくは昭和30年代を知る50歳以上の人の意見を聞いたり、昔の映画や写真から「茅ヶ崎海岸グランドプラン」を作成していただきたい。

(市の考え方)

今後のグランドプランの施策の推進にあたりましては、ご提案の件を取り入れてまいります。

(意見)

この度策定されました「茅ヶ崎海岸グランドプラン」は、当初、希望しております"将来あるべき茅ヶ崎海岸"として概ね賛同できるものであり、これまでのご努力に敬意を表すところであります。

(市の考え方)

今後も、地権者、市民、関係団体と行政が一体となり、グランドプランを推進してまいりますので、よろしくお願いします。

(意見)

漁港周辺地区に限らず、範囲を広め相模川河口も含めた中でのヨット、プレジャーボート等の係留施設の検討して欲しい。

(市の考え方)

相模川河口の係留施設については、河川管理者である国の判断となります。 漁港周辺地区における施設整備につきましては、平成19年度に検討します「自 然海浜公園整備計画」の中で参考とさせていただきます。